

【別紙1 福岡市家賃支援金対象施設一覧】

1. 令和2年4月7日から同年5月6日の間に定休日を含む15日以上休業することで支援金の対象となる施設（第1期分）

（募集要項記載の①「福岡県が指定した「基本的に休止を要請する施設」」）

種類	施設	備考
遊興施設	キャバレー	○要請の内容 特措法による協力要請
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	ストリップ劇場	
	ヌードスタジオ	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	
	のぞき劇場	
	その他性風俗店	
	個室ビデオ店	
	ネットカフェ	
	漫画喫茶	
	カラオケボックス	
	ライブハウス	
	勝馬投票券発売所	
場外車券売場		
競艇場外発売場		
射的場		
大学・学習塾等	大学	○要請の内容 【床面積の合計が1,000㎡を超える場合】 特措法による協力要請 【床面積の合計が1,000㎡以下の場合】 特措法によらない協力依頼 ※但し、床面積の合計が100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策を施した上での営業 ※オンライン授業、家庭教師は対象外
	専修学校・各種学校	
	高等専修学校	
	専門学校	
	学習塾	
	英会話教室	
	インターナショナルスクール	
	日本語学校・外国語学校	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	囲碁・将棋教室	
	音楽教室	
	自動車教習所	
生け花・茶道・書道・絵画教室		
体操教室		
学校 (上記を除く)	幼稚園	○要請の内容 特措法による協力要請 ※但し、預かり保育等の提供を通じて、医療従事者やひとり親家庭など、保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組みを継続して実施するよう要請
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専門学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
運動施設・ 遊技施設	体育館	○要請の内容 特措法による協力要請 ゴルフ練習場（※1）、バッティング練習場（※1）、陸上競技場（※2）、野球場（※2）、テニスコート（※2）、弓道場等は対象外 ※1 屋内施設は使用停止の要請の対象とする ※2 屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	柔剣道場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	テーマパーク	
	遊園地	

【別紙1 福岡市家賃支援金対象施設一覧】

劇場等	劇場	○要請の内容 特措法による協力要請
	映画館	
	観覧場	
	プラネタリウム	
	演芸場	
集会・展示施設①	集会場	○要請の内容 特措法による協力要請 ※神社、寺院、教会等は対象外
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
集会・展示施設②	多目的ホール	○要請の内容 【床面積の合計が1,000㎡を超える場合】 特措法による協力要請 【床面積の合計が1,000㎡以下の場合】 特措法によらない協力依頼
	博物館	
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	動物園	
	植物園	
	水族館	
	記念館	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	
旅館（集会の用に供する部分に限る）		
商業施設	DVD/ビデオショップ	○要請の内容 【床面積の合計が1,000㎡を超える場合】 特措法による協力要請 【床面積の合計が1,000㎡以下の場合】 特措法によらない協力依頼 ※但し、床面積の合計が100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策を施した上での営業 ※1 不特定多数の者に幅広く住宅の施工例等を示し、各種集客活動とあわせて展示場への来場を促すことで、将来の購買の意欲喚起を図るものは、「展示場」に該当
	DVD/ビデオレンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	エステサロン	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	脱毛サロン	
	日焼けサロン	
	写真屋	
	フォトスタジオ	
	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	
	ペット美容室（トリミング）	
	囲碁・将棋盤店	
	金券ショップ	
	古物商（質屋を除く）	
	住宅展示場（※1）	
	展望室	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	土産物屋	
美術品販売		
宝石類や金銀の販売店		
旅行代理店（店舗）		

2. 令和2年4月7日から同年5月6日の間に定休日を含む15日以上休業又は時間短縮営業することで支援金の対象となる施設（第1期分）

（募集要項記載の②「福岡県が指定した「基本的には休止を要請しない施設のうち食事提供施設」）

種類	施設	備考
食事提供施設	飲食店	○要請の内容 営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスは除く） ※ 屋台については、福岡市経済観光文化局まつり振興課（TEL：733-5933）が窓口のため、オンライン申請は行わず、まつり振興課に問い合わせてください。
	料理店	
	喫茶店	
	和菓子・洋菓子店	
	居酒屋	
	屋形船	
屋台等		

【別紙1 福岡市家賃支援金対象施設一覧】

3. 令和2年5月7日から同年5月31日の間に定休日を含む15日以上休業することで支援金の対象となる施設（第2期分）

（募集要項記載の③『5月15日以降も引き続き、福岡県が「休業の協力要請を行う施設」』）

種類	施設	備考
遊興施設	キャバレー（客の接待を伴うもの。）	○要請の内容 特措法による協力要請
	ナイトクラブ（客の接待を伴うもの。）	
	スナック（客の接待を伴うもの。）	
	バー（客の接待を伴うもの。）	
	パブ（客の接待を伴うもの。）	
	カラオケボックス ライブハウス	
屋内運動施設	スポーツジム	○要請の内容 特措法による協力要請
	スポーツ教室	

4. 令和2年5月7日から同年5月14日の間に定休日を含む5日以上休業することで支援金の対象となる施設（第2期分）

（募集要項記載の④『5月15日から福岡県の休業・時短要請が解除になった施設』）

1と同様 ※但し、3に該当する施設を除く

5. 令和2年5月7日から同年5月14日の間に定休日を含む5日以上休業又は時間短縮営業することで支援金の対象となる施設（第2期分）

（募集要項記載の④『5月15日から福岡県の休業・時短要請が解除になった施設』）

2と同様